

○新潟県中東福祉事務組合定年退職者等の暫定再任用に関する規則

令和5年8月18日組合規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年組合条例第1号）第2条において準用する五泉市職員の定年等に関する条例（平成18年五泉市条例第27号。以下「条例」という。）附則第3条から第6条までに規定する者（定年退職者等）の暫定再任用（条例附則第3条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 定年退職者等の暫定再任用に関することについては、五泉市定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和4年五泉市規則第30号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。